

亀環第1406号

平成29年8月14日

三重県知事 鈴木 英敬 様

亀山市長 櫻井 義之



(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画段階配慮書に対する亀山市長の意見について

みだしのことに対する市長意見は、次のとおりです。

記

本市は、鈴鹿川等の源流域に所在し、本年度からの「第2次亀山市総合計画（平成29～37年度の9年間）・前期基本計画（平成29～33年度の5年間）」中、施策の大綱「快適さを支える生活基盤の向上」・基本施策「自然との共生」について、次の4つの施策の方向が位置付けられ、森林環境を中心とする自然環境の保全について、それぞれ具体的な考え方が示されている。

①自然資源の保全

- ・ 鈴鹿山系の山並みや鈴鹿川などの豊かな自然資源の保全に対する市民意識の高揚を図るとともに、鈴鹿川源流域である誇りと責任を明らかにする条例の検討を進めます。
- ・ 河川の洪水調整機能の向上や水質保全等のため、鈴鹿川等の源流域における産学民官の取り組みによる森林整備を推進します。
- ・ 環境と調和した秩序あるまちづくりに向けて、関係法令等に基づく適切な土地利用を推進します。

②森林・里山・農地の保全

- ・ 森林の持つ水源かん養や土砂災害防止などの多様な公益的機能を維持・発揮するため、環境林を整備し、針広混交林への誘導を図ります。

③自然とのふれあいの機会の創出

- ・ 市民の環境意識の高揚が図れるよう、本市が有する自然資源や自然公園等を活用し、市民が地域の自然環境に触れる機会を創出します。
- ・ 市民団体等と協働し、市民が身近な自然に触れることで環境に関する理解を深め、その大切さを学ぶ機会を提供します。

④多様な生態系の確保

- ・ 市民の生物多様性への関心や意識向上を図るため、自然保護団体等の多様な主体との連携により、生物多様性地域戦略策定とその推進に向けて取り組みます。

また、市内における風力発電事業計画に対しては、過去に（平成21年）別の場所ではあるが、5,000名近い反対署名を添えた事業中止要望が出され、また、市議会においても事業中止を求める請願が採択されたことがある。

さらに、平成22年には今回の計画地を含む「亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定」が行われた。これは、当該地域が水源のかん養、土砂流出災害の防止等を図るうえで重要な地域であること。また、鈴鹿山脈の東斜面は、著しく風化の進んだ鈴鹿花崗岩により構成されているため、斜面崩壊が起こりやすいことから、当該地域において鉱物の採取が行われるならば、水源の確保に支障を生じる恐れがあり、また、土砂災害の発生の恐れが増大することから、当該地域の公益性と対比して適当でないと認められるからである。

以上のことから、本風力発電事業計画については、前述の市総合計画上の森林の環境保全の必要性、及び過去の市民及び市議会の対応、並びに鉱区禁止地域指定の趣旨から、現時点で容認することは難しいものとする。

なお、当配慮書に対しては、市関係室から別紙意見が提出されている。

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見等

室名	環境保全室
----	-------

意見項目 (目次・ページ)	意見内容
P147～189 P42～82 P163～180	<p>影響が少ないと予測される環境要素についても、周辺の環境保全の観点から、可能な限り配慮いただきたい。</p> <p>開発箇所や周辺においてカモシカやネコギギなど希少な動植物が生息している可能性があるため、これら動植物や地域の生物多様性に留意して、その保護対策について今後も引き続き十分な調査を行い必要な対策についてさらに検討を加えてください。</p> <p>本事業については、市環境保全条例に基づく開発行為となる場合があります。同条例に基づき、亀山市環境保全審議会を開催する可能性があるため、開催する場合は審議会での説明等にご協力いただきたい。</p>

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見等

室名	森林林業室
----	-------

意見項目 (目次・ページ)	意見内容
P 8 7	第3. 1-49表 主な人と自然との触れ合いの活動の場の状況に野外活動施設として、亀山森林公園（亀山市加太梶ヶ坂）が漏れているので方法書に記載すること。
P 9 5～1 8 9	<p>事業実施想定区域及びその周辺は森林であり、環境の変化により受ける影響が大きいことから、森林所有者、林業事業者、猟友会等関係者を調査し、事業計画、環境影響評価に対する情報を提供するとともに、理解を得ること。</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺は、急峻な地形であるため、近年の集中豪雨により土砂崩れなど甚大な被害が発生している。本事業により、急傾斜地の崩落、地滑り、谷筋での土石流の発生も危惧されることから、風力発電施設の設置場所の選定にあたっては、考えにくい。</p> <p>事業実施想定区域内には、森林所有者、森林組合、市との3者で契約した20年間の環境づくり協定を締結した森林があり、皆伐が禁止されている。市では、協定を締結した森林を国・県の森林環境創造事業により間伐をしており、風力発電施設の建設により協定期間内に皆伐するとすると協定違反となり、国・県への補助金（事業着手時から全額）の返還が生じるため、事業主体である市との協議が必要となる。</p>
P 1 4 7	<p>工事の実施に関する内容で、「土木工事として既設林道を活用した道路計画を基本とし、樹木の伐採・地山の掘削・盛土等で敷地及び道路を造成する。」としているが、当市の林道は風力発電に関する工事車両が通行できる構造となっていないため、通行は現状では認められない。</p> <p>風力発電施設の工事中、設置後には、有害鳥獣であるシカ、イノシシ、サルの棲みかが奪われ里に移動してくることが考えられることから、地域住民の生活環境への影響を回避するよう対策を検討すること。</p>

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見等

室名	商工業振興室
----	--------

意見項目 (目次・ページ)	意見内容
	<p>今回の事業計画区域を含む市西部の森林地域及び関宿周辺地域は、鉱業法に基づき鉱業権の設定が禁止された「鉱区禁止地域」である。(平成22年7月指定)</p> <p>当該地域が鉱区禁止地域に指定された理由は、当該地域が、水源のかん養、土砂流出災害の防止等を図る上で重要な地域であるとともに、鈴鹿山脈の東斜面は、著しく風化の進んだ鈴鹿花崗岩により構成されており、斜面崩壊が起こりやすいことから、当該地域での鉱物の採掘は、水源の確保に支障を生じる恐れがあり、また、土砂災害の発生の恐れが高まることから、当該地域の公益性と対比して適当でないと認められるというものである。</p> <p>鉱区禁止地域において開発行為が禁止されるものではないが、このような指定理由を踏まえ、森林資源の持つ公益的機能を守るという観点が重要であると考えます。</p>

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見等

室名	用地管理室 維持修繕室 道路整備室
----	-------------------

意見項目 (目次・ページ)	意見内容
計画段階環境配慮書全般	<p>[用地管理室]</p> <ul style="list-style-type: none">・必要に応じて、道路法第24条及び32条の許認可について、工事施行前に市道神武線の管理者(亀山市)と手続きしていただくとともに、同法第43条の規定を遵守していただき、工事期間中に道路汚損をしないよう対策を講じて下さい。・事業実施区域に存する法定外公共物(里道)の取扱いについて、亀山市法定外公共物管理条例に基づき協議して下さい。 <p>[維持修繕室]</p> <ul style="list-style-type: none">・当該区域(加太神武字一ノ谷 他)は砂防指定区域に含まれているため、砂防法に基づく手続を行って下さい。

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見等

室名	都市計画室
----	-------

意見項目 (目次・ページ)	意見内容
4.3.6 181～186	景観法に基づく届出対象行為となるため、亀山市景観計画における景観形成基準に適合する計画としていただきたいことから、協議をお願いいたしたい。

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見等

室名	上水道室
----	------

意見項目 (目次・ページ)	意見内容
第4章	本計画箇所は、亀山市水道水源保護条例（平成17年1月11日条例第139号）第2条第2号に定める「水源保護地域内」であるため、同条第3号の対象事業に該当するかどうかの判断のため、さらに具体的な事業内容を示してください。